

令和6年嵐山町農業委員会 第5回総会議事録

1. 開会日時

令和6年5月24日（金）午前10時30分～午前11時00分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者7名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子
第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 日程第 5 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第19号 嵐山町農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第20号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第5回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第4 内田 久子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第5回総会に提出されました議案について、報告します。報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について1件、議案第15号・16号・17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、議案第19号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、議案第20号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について1件、合計7件です。

議長 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明いたします。

事務局 届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△△、地目：畑、面積：41㎡です。

事務局 届出者は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名A氏です

事務局 転用目的は、住宅敷地及び進入路です。

事務局 令和6年4月30日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第5 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：1,230㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地
氏名 B 氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△
氏名 C 氏です。

事務局 申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、所有権
移転です。

事務局 当申請では、主にサツマイモを作付けしていく計画
であり、収穫した野菜類については、嵐山カントリー
倶楽部で販売等のサービスに使用していくとのこと
です。

事務局 それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせてい
たいただきます。

事務局 全部効率利用要件：現在所有している農地、自作地
については、露地野菜の作付けや果樹を植樹してお

事務局 　　り、適正に農地として利用されております。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われま

事務局 　　農業常時従事要件：現在の経営地では年間で160日程度、農業に従事しているとのことですので、問題ないと思われま

事務局 　　地域との調和要件：取得する農地については、今後、畑として利用するため、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすことはないと思われま

事務局 　　以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われま

議長 　　ありがとうございました。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員 議案第15号について、調査報告をいたします。5
月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいり
ました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と
判断いたします。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第15号 農地法第3条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第6 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：1,000㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地
氏名D氏です。

事務局 譲渡人は、東京都〇〇市大字〇〇〇〇△△△△番地
氏名E氏です。

事務局 申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、所有権
移転です。

事務局 当申請は、主にブルーベリーを作付けしていく計画
であり、収穫したものについては、嵐山カントリー倶
楽部で販売等のサービスに使用していくとのことで
す。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせてい
ただきます。

事務局 全部効率利用要件：現在所有している農地、自作地
については、露地野菜の作付けや果樹を植樹してお

事務局 　　り、適正に農地として利用されております。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。また、農業に不要な設置物等については、取得後、撤去する予定とのことです。

事務局 　　農業常時従事要件：現在の経営地では年間で160日程度、農業に従事しているとのことです。問題ないと思われます。なお、当申請地については、営農計画書のとおり、年間40日程度、従事するとのことです。

事務局 　　地域との調和要件：取得する農地については、今後、畑として利用するため、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすことはないと思われます。

事務局 　　以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員

議案第16号について、調査報告をいたします。5月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第7 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△△、地目：畑、面積：1,000㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地
氏名F氏です。

事務局 譲渡人は、日高市大字〇〇△△△番地△ 氏名G氏
です。

事務局 申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、所有権
移転です。

事務局 当申請は、主にネギやわらびを作付けしていく計画
であり、収穫したものについては、嵐山カントリー倶
楽部で販売等のサービスに使用していくとのことで
す。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせてい
ただきます。

事務局 全部効率利用要件：現在所有している農地、自作地
については、露地野菜の作付けや果樹を植樹してお

事務局 　　り、適正に農地として利用されております。なお、取得する農地については、営農計画書のとおり、作付けをし、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われれます。また、既存の小屋や物置等については事実関係を確認し、取得後、撤去するか又は必要な各種法令の手続きをする予定とのことです。

事務局 　　農業常時従事要件：現在の経営地では年間で160日程度、農業に従事しているとのことです。問題ないと思われれます。なお、当申請地については、営農計画書のとおり、年間で計40日程度、従事するとのことです。

事務局 　　地域との調和要件：取得する農地については、今後、畑として利用するため、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすことはないと考えます。

事務局 　　以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われれます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

内田委員

既存の小屋については必要な申請をすれば設置されていても問題ないということでしょうか。

事務局

小屋については、以前より、農作業時の休憩所として使用していたとのことですので、今後も休憩所として使用するのであれば、農業用施設の届出を提出していただければ農地法上は問題ないと思われます。ただ、建築物であるため、まちづくり整備課に相談をし、必要に応じて申請等をする必要があると思われます。

内田委員

分かりました。引き続き、適切な指導をお願いいたします。

議長 他に質問はありますか。

(なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員 議案第17号について、調査報告をいたします。5
月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいり
ました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と
判断いたします。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第17号 農地法第3条第1項の規
定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第8 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目：畑、面積：562㎡です。

事務局 譲受人は、東松山市〇〇町△丁目△番△△号 氏名H氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△
氏名 I 氏です。

事務局 転用目的は、敷地拡張です。

事務局 申請者は、以前より、嵐山町の観光拠点区域内で遠山甕穴や小倉城跡などの風光明媚な観光スポットがある遠山地区では食事処が1件もなく、もしあれば観光時に立ち寄りやすい場所であると考えていた経緯があったとのことです。そこで土地を探していたところ、地主のご厚意により土地・建物の宅地一式を購入することができたとのこと。建物は戦前からの古民家であるため、現在は傷んでいる箇所を補修している最中であり、そば屋を出店するにあたって、敷地内には来客者用の駐車場の確保は難しいため、既存の宅地と一体的に利用できる当該農地を選定し、駐車場の確保をしたいとのこと。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年7月1日から令和6年8月31日までです。

事務局 農地区分：また、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、既存施設の面積の2分の1以内での敷地拡張であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、第1種農地の転用の例外規定に該当します。

事務局 資力及び信用：資金調達計画書や残高証明書等の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われれます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われれます。

事務局

行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：宅地部分については以前と用途が変わるため、都市計画法第43条第1項の許可申請が必要となります。書類が揃い次第、申請するとのこと。

事務局

計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局

周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況、については全て該当しません。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いします。

青木委員

議案第18号について、調査報告をいたします。5月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はないと思われ、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第9 議案第19号 嵐山町農用地利用集積計画についての件を議題とし、審議します。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第19号 嵐山町農用地利用集積計画について、説明いたします。

農政課長 新規設定は、田18筆34,199㎡、畑4筆10,749㎡、計22筆44,948㎡です。

農政課長 更新再設定は、田 6 8 筆 1 3 4, 0 2 1 m²、畑 5 筆
9, 6 2 2 m²、計 7 3 筆 1 4 3, 6 4 3 m²です。

農政課長 合計 9 5 筆 1 8 8, 5 9 1 m²、うち田 8 6 筆 1 6 8,
2 2 0 m²、畑 9 筆 2 0, 3 7 1 m²です。

農政課長 (新規 2 2 筆・更新 7 3 筆の説明をする)
以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの農政課長の説明
につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。これより、議案第 1 9 号 嵐
山町農用地利用集積計画について採決します。本案を
承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第19号 嵐山町農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

議長 続きまして、日程第10 議案第20号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第20号について説明をする)

議長 ありがとうございました。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

内田委員 最適化活動の活動目標の強化月間について、記載されている内容はどのようなことを指しているのでしょうか。

事務局 地域計画の策定をするにあたり、各地区で町農政課や担い手、農業委員、農地利用最適化推進委員らを招集し、話し合いの場を設けるといった内容です。なお、令和5年度については、その場所を設けるまでの内容を詰められていなかったもので、実績なしとしております。

内田委員 今年度については、そのような話し合いの場に出席する機会が増えていくということでしょうか。

事務局 町が招集する必要があると判断した場合には、事前に該当する委員へ通知をし、出席していただくようお願いをしたいと思います。

内田委員 分かりました。

議長 他に質問はありますか。

(なし)

議長 質疑を打ち切ります。それでは、議案第20号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての件を採決します。

議長 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての件を原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第20号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案のとおり決定いたしました。

議長

これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和6年嵐山町農業委員会第5回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 金井 敏隆

委員 内田 公生

委員 内田 久子
